

# 山梨県公報

第千六百二十二号

平成十七年

十一月二十八日

月 曜 日

## 目次

救急病院等の認定	七九一
化製場等に関する法律による指定区域の一部改正について	七九一
保安林の指定の解除の予定	七九二
土地収用事業の認定	七九二
道路の供用開始(四件)	七九三
<b>公 告</b>	
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	七九四
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	七九八
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	七九八
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	七九八
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	八〇三
<b>教育委員会</b>	
博物館法による博物館に相当する施設の指定	八〇三

## 告 示

### 山梨県告示第六百十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年十一月二十八日

一 救急病院の名称及び所在地  
 山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
医療法人康麗会 山梨峡東病院	笛吹市石和町市部八百九番の一

## 二 認定期間

平成十七年十一月二十日から平成二十年十一月十九日まで

### 山梨県告示第六百十四号

化製場等に関する法律による区域指定(昭和四十七年山梨県告示第三百九十号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

本則の表中

塩山市	上於曾 下於曾のうち字宇賀屋敷 元旗板 旗坂 赤尾のうち字境田 渋沢 相之田 千野のうち字鳥居原南
都留市	上谷のうち字上町 早馬町 新町 家中 一ノ側 二ノ側 三ノ側 四ノ側 上天神町 下天神町 山目久保 喜和田久保 石原 根入 下谷のうち字城ノ腰 徳重 南桜久保 新井 仲町西側裏 仲町西側 下町西側 横町西側 田町西側 田町東側 下町東側 仲町東側 横町東側 西家中 跡 三ノ丸 源生 田町裏 田町 新姥沢 一本 地蔵 黒木 滑岩 山の根 横町東裏 茶園場 南家中跡 深田 道生堀 大原 御殿所 鷹ノ巣 二ツ石 北桜久保 四日市場のうち字上境 木渡

市 上野原のうち字諏訪 塚場 新町 本町 原田

都留市	上谷のうち字上町 早馬町 新町 家中 一ノ側 二ノ側 三ノ側 四ノ側 上天神町 下天神町 山目久保 喜和田久保 石原 根入 下谷のうち字城ノ腰 徳重 南桜久保 新井 仲町西側裏 仲町西側 下町西側 横町西側 田町西側 田町東側 下町東側 仲町東側 横町東側 西家中跡 三ノ丸 源生 田町裏 田町 新姥沢 一本 地蔵 黒木 滑岩 山の根 横町東裏 茶園場 南家中跡 深田 道生堀 大原 御殿所 鷹ノ巣 二ツ石 北桜久保 四日市場のうち字上境 木渡
-----	--

上野原

上野原市

上野原市 呂町 上野原 向羽

町 羽佐間 新田倉 小沢 新井 西シ原 山風  
呂 向風

甲州市	塩山上
	板山
	塩山

のうち字諏訪 塚場 新町 本町 原田  
佐間 新田倉 小沢 新井 西シ原 山風

に改める。

於曾 塩山下於曾のうち字宇賀屋敷 元旗  
坂 塩山赤尾のうち字境田 渋沢 相之田  
千野のうち字鳥居原南

山梨県告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十七年十一月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

南都留郡道志村字月夜野四六の二・四七の五・四七の七・四八の一・四八の六から四八の八まで（以上七筆国有林）、四八の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六百十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。（第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。）

平成十七年十一月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

- 小淵沢町
- 二 事業の種類  
防災資機材等整備事業
- 三 起業地

1 収用の部分 北巨摩郡小淵沢町字殿平地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

防災資機材等整備事業（以下「本事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関するものであることから法第二十条第一号の要件に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成十七年度に一般財源により財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な意思及び能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

（一）申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、非常時に町の防災拠点となる防災資機材庫等を整備する事業である。小淵沢町は、峡北圏広域常備消防体制下にあるものの、実際には町内に救急車を配備した分遣所があるのみであり、非常時には、各地区の消防団が大きな役割を担わざるを得ない状況にある。

このため、小淵沢町では、順次防災施設等を整備してきたところであるが、各地区の公民館に小規模な施設はあるものの、中心的な防災資機材庫がないことから、以前より当該施設の整備が緊急の課題となっていたところである。

一方、政府の「中央防災会議」において東海地震に係る防災対策強化地域が見直され、近隣市町と連携した防災体制確保が必要であるとの理由から、平成十四年四月に小淵沢町は当該地域の指定を受け、更なる防災対策が一層の緊急の行政課題となり、防災訓練、防火水槽及び消火栓の増設等を従前にも増して実施してきたところであり、本事業もこれらの一環として実施するものである。

また、地震災害のみならず近年の異常気象による風水害、雪害等の自然災害にも備える必要があることから、本施設は、小淵沢町地域防災計画によって整備すべき防災施設として位置付けられている。

本事業が完成すると、町の防災拠点として、安全で安心できる生活の実現とと

もに、住民の防災意識の向上に寄与するものになることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家は少なく、また、起業地は平坦で既に造成されており、今後の土地への造作は最小限であり、建築物も通常の規模であることから、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられ、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

また、小淵沢町教育委員会によると、本件起業地内は、埋蔵文化財包蔵地であるが、既に遺蹟は消滅していると考えられることから起業地へ編入することに異議はないとのことである。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、地域住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

小淵沢町では、非常時に各地域の消防団が大きな役割を担わざるを得ない状況にあるが、そのような場合に使用できる防災拠点や施設が少ないため、以前より非常時に中心となる防災資機材庫の整備が緊急の課題となっていた。更に、小淵沢町は、平成十四年四月に東海地震の地震防災対策強化地域に指定されたことから、一層防災拠点の整備は必要な状況となったものである。

以上の状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業は、非常時に町の防災拠点となる防災資機材庫等を整備する事業である。このため、起業地の範囲は、非常時に必要となる緊急車両数及び防災資機材庫の面積をもとに積算した規模としており、いずれも必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

小淵沢町総務課

山梨県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府市川三郷線	中巨摩郡田富町大字馬籠字栄八〇番の一地先から 中巨摩郡田富町大字馬籠字天神 九九五番の二地先まで		三五〇・〇	平成十七年十一月二十八日

山梨県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始の期日

種類	県道	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
	甲斐芦安線	南アルプス市上高砂字七番下六七八番の一地先から南アルプス市上高砂字村下八九八番の一地先まで			二〇四・〇	平成十七年十一月二十八日

山梨県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年十一月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

種類	県道	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
	甲斐芦安線	南アルプス市上八田字小六科二四四三番の二九地先から南アルプス市百々字下引草二四四四番の一八地先まで			三五六・五	平成十七年十一月二十八日

山梨県告示第六百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年十一月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

種類	県道	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
	茅野小淵沢 葑崎線	北杜市須玉町大字若神子新町字南平三二番の一地先から葑崎市大字穴山町字重久六一〇八番の一地先まで			二五〇・〇	平成十七年十一月三十日

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者として指定した。  
平成十七年十一月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業所 番号	サービスの種類	指定年月日
おぎの医院	中巨摩郡玉穂町井之口九八〇番地四	一九一〇八〇二〇五五	居宅療養管理指導（みなし）	平成十四年十一月十八日
有限会社中沢薬局玉穂店	中巨摩郡玉穂町井之口九八〇番地五	一九四〇八一一九一	居宅療養管理指導（みなし）	平成十四年十一月十八日
おぎの医院	中巨摩郡玉穂町井之口九八〇番地四	一九一〇八〇二〇五五	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十四年十一月十八日
おぎの医院	中巨摩郡玉穂町井之口九八〇番地四	一九一〇八〇二〇五五	訪問看護（みなし）	平成十四年十一月十八日
保坂メディカ	中巨摩郡電王町篠原二二八九番地一	一九一〇八〇二〇六三	居宅療養管理指導（みなし）	平成十四年十一月一日
周東歯科医院	富士吉田市とさわ台二丁目二番二四号	一九三二二〇〇五三七	居宅療養管理指導（みなし）	平成十四年十一月一日
オバタ薬局	東八代郡石和町窪中島一二九番地一	一九四〇五〇〇三一五	居宅療養管理指導（みなし）	平成十四年十一月一日
保坂メディカ	中巨摩郡電王	一九一〇八〇二	訪問リハビリテーション	平成十四年十二月

ルクリニツク	町篠原二一八 九番地一	〇六三	Ⅰ シ ョ ン ( み な し )	月一日
周東歯科医院	富士吉田市と きわ台二丁目 二番二四号	一九三二二〇〇 五三七	訪 問 リ ハ ビ リ テ Ⅰ シ ョ ン ( み な し )	平成十四年十二 月一日
保坂メデイカ ルクリニツク	中巨摩郡竜王 町篠原二一八 九番地一	一九一〇八〇二 〇六三	訪 問 看 護 ( み な し )	平成十四年十二 月一日
周東歯科医院	富士吉田市と きわ台二丁目 二番二四号	一九三二二〇〇 五三七	訪 問 看 護 ( み な し )	平成十四年十二 月一日
介護老人保健 施設フルー ルむかわ	北巨摩郡武川 村柳澤七四〇 番地一	一九五二〇八〇 〇二五	短 期 入 所 療 養 介 護	平成十四年十二 月二日
介護老人保健 施設フルー ルむかわ	北巨摩郡武川 村柳澤七四〇 番地一	一九五二〇八〇 〇二五	通 所 リ ハ ビ リ テ Ⅰ シ ョ ン	平成十四年十二 月二日
株式会社伊東 メデイカル	中巨摩郡八田 村野牛島一八 四五番地七六	一九七〇八〇〇 七六七	福 祉 用 具 貸 与	平成十四年十二 月二日
塩山薬局	塩山市上於曾 一七五三番地	一九四〇三〇〇 一四六	居 宅 療 養 管 理 指 導 ( み な し )	平成十五年一月 一日
医療法人幸仁 会須貝整形外 科医院	甲府市国母一 丁目五番一七 号	一九一〇二一四 二七九	短 期 入 所 療 養 介 護	平成十五年一月 一日
小田切歯科医 院	甲府市和戸町 二四七番地	一九三〇二〇三 〇七〇	居 宅 療 養 管 理 指 導 ( み な し )	平成十五年一月 三日
小田切歯科医 院	甲府市和戸町 二四七番地	一九三〇二〇三 〇七〇	訪 問 リ ハ ビ リ テ Ⅰ シ ョ ン ( み な し )	平成十五年一月 三日
小田切歯科医 院	甲府市和戸町 二四七番地	一九三〇二〇三 〇七〇	訪 問 看 護 ( み な し )	平成十五年一月 三日

院	二四七番地	〇七〇	し	三日
大竹整形外科 医院	山梨市上神内 川一四六六番 地	一九二〇二〇〇 五三一	居 宅 療 養 管 理 指 導 ( み な し )	平成十五年一月 四日
大竹整形外科 医院	山梨市上神内 川一四六六番 地	一九二〇二〇〇 五三一	訪 問 リ ハ ビ リ テ Ⅰ シ ョ ン ( み な し )	平成十五年一月 四日
大竹整形外科 医院	山梨市上神内 川一四六六番 地	一九二〇二〇〇 五三一	訪 問 看 護 ( み な し )	平成十五年一月 四日
大竹整形外科 医院	山梨市上神内 川一四六六番 地	一九二〇二〇〇 五三一	居 宅 療 養 管 理 指 導 ( み な し )	平成十五年一月 四日
大竹整形外科 医院	山梨市上神内 川一四六六番 地	一九二〇二〇〇 五三一	訪 問 リ ハ ビ リ テ Ⅰ シ ョ ン ( み な し )	平成十五年一月 四日
大竹整形外科 医院	山梨市上神内 川一四六六番 地	一九二〇二〇〇 五三一	訪 問 看 護 ( み な し )	平成十五年一月 四日
福田歯科	中巨摩郡昭和 町清水新居一 六七四番地二	一九三〇八〇一 一七八	居 宅 療 養 管 理 指 導 ( み な し )	平成十五年一月 六日
宮本屋薬局月 江寺店	富士吉田市下 吉田八三〇番 地	一九四二二二〇 五一八	居 宅 療 養 管 理 指 導 ( み な し )	平成十五年一月 六日
医療法人幸仁 会須貝整形外 科医院	甲府市国母一 丁目五番一七 号	一九一〇二一四 二七九	通 所 リ ハ ビ リ テ Ⅰ シ ョ ン	平成十五年一月 六日
医療法人幸仁 会須貝整形外 科医院通所介 護センター	甲府市国母一 丁目七番一二 号	一九七〇二〇一 一二五	通 所 介 護	平成十五年一月 六日

福田歯科	中巨摩郡昭和町清水新居一六七四番地二	一九三〇八〇一七八	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十五年一月六日
福田歯科	中巨摩郡昭和町清水新居一六七四番地二	一九三〇八〇一七八	訪問看護(みなし)	平成十五年一月六日
医療法人社団ふかさわ矯正歯科クリニックス	甲府市丸の内一丁目二番一三三番地ビル三階	一九三〇一一三〇八七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十五年二月一日
サンク調剤薬局	山梨市上神内川一五〇番地二	一九四〇二二〇三三二九	居宅療養管理指導(みなし)	平成十五年二月一日
エル薬局響が丘店	北巨摩郡双葉町竜地二七八三番地三	一九四二〇二〇二五六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十五年二月一日
あつとけあデイサービス	東八代郡石和町山崎一〇二番地二	一九七〇五〇〇五二四	通所介護	平成十五年二月一日
医療法人社団ふかさわ矯正歯科クリニックス	甲府市丸の内一丁目二番一三三番地ビル三階	一九三〇一一三〇八七	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十五年二月一日
有限会社天野介護サービス(ささこ)	大月市駒橋一丁目九番一六号	一九七二四〇〇一六一	訪問介護	平成十五年二月一日
医療法人社団ふかさわ矯正歯科クリニックス	甲府市丸の内一丁目二番一三三番地ビル三階	一九三〇一一三〇八七	訪問看護(みなし)	平成十五年二月一日

宿澤歯科医院	塩山市上於曾九一五番地三	一九三〇三〇〇二四七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十五年二月三日
デイサービスセンター里の家族	甲府市古府中町三二八六番地一	一九七〇一〇一四一	通所介護	平成十五年二月三日
宿澤歯科医院	塩山市上於曾九一五番地三	一九三〇三〇〇二四七	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十五年二月三日
宿澤歯科医院	塩山市上於曾九一五番地三	一九三〇三〇〇二四七	訪問看護(みなし)	平成十五年二月三日
野村歯科クリニックス	東八代郡石和町井戸七四番地三	一九三〇五〇〇六一四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十五年二月五日
野村歯科クリニックス	東八代郡石和町井戸七四番地三	一九三〇五〇〇六一四	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十五年二月五日
野村歯科クリニックス	東八代郡石和町井戸七四番地三	一九三〇五〇〇六一四	訪問看護(みなし)	平成十五年二月五日
のざわ耳鼻咽喉科クリニックス	北巨摩郡双葉町竜地二七九五番地八	一九一一〇〇一〇八七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十五年二月十七日
たか歯科	中巨摩郡昭和町西条一五二三番地一	一九三〇八〇一九九四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十五年二月十七日
のざわ耳鼻咽喉科クリニックス	北巨摩郡双葉町竜地二七九五番地八	一九一一〇〇一〇八七	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十五年二月十七日
たか歯科	中巨摩郡昭和町西条一五二三番地一	一九三〇八〇一九九四	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十五年二月十七日

のざわ耳鼻咽喉科クリニック	北巨摩郡双葉町草部二七九五番地八	一九二〇〇一〇八七	訪問看護（みなし）	平成十五年二月十七日
たか歯科	中巨摩郡昭和町西条一五二三番地一	一九三〇八〇一九四	訪問看護（みなし）	平成十五年二月十七日
医療法人社団 恒澄会産科婦人科清水クリニク	甲府市向町四五〇番地五	一九一〇二一九一五	居宅療養管理指導（みなし）	平成十五年三月一日
やさしい手甲府市川大門事業所	西八代郡市川大門町一三八八番地四	一九七〇六〇〇二二五	通所介護	平成十五年三月一日
やさしい手甲府南アルプス事業所	中巨摩郡白根町百々三〇一番地六	一九七〇八〇〇七七五	通所介護	平成十五年三月一日
医療法人社団 恒澄会産科婦人科清水クリニク	甲府市向町四五〇番地五	一九一〇二一九一五	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十五年三月一日
やさしい手甲府南アルプス事業所	中巨摩郡白根町百々三〇一番地六	一九七〇八〇〇七八三	訪問介護	平成十五年三月一日
南部町訪問介護事業所	南巨摩郡南部町福士二八五〇五番地二	一九七〇七〇〇四七〇	訪問介護	平成十五年三月一日
医療法人社団 恒澄会産科婦人科清水クリニク	甲府市向町四五〇番地五	一九一〇二一九一五	訪問看護（みなし）	平成十五年三月一日
甲府グリーン薬局	甲府市増坪町字阿原田五〇	一九四〇二一三〇一〇	居宅療養管理指導（みなし）	平成十五年三月三日

南部町富沢デイサービスセンター	南巨摩郡南部町福士一四一二三番地	一九七〇七〇〇四八八	通所介護	平成十五年三月三日
うえのクリニク	北都留郡上野原町コモアしおつ三丁目二二番五号	一九一〇五〇〇六七四	居宅療養管理指導（みなし）	平成十五年三月十四日
ふじたに歯科医院	甲府市国玉町二八七番地二	一九三〇一〇三〇四	居宅療養管理指導（みなし）	平成十五年三月十四日
うえのクリニク	北都留郡上野原町コモアしおつ三丁目二二番五号	一九一〇五〇〇六七四	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十五年三月十四日
ふじたに歯科医院	甲府市国玉町二八七番地二	一九三〇一〇三〇四	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十五年三月十四日
うえのクリニク	北都留郡上野原町コモアしおつ三丁目二二番五号	一九一〇五〇〇六七四	訪問看護（みなし）	平成十五年三月十四日
ふじたに歯科医院	甲府市国玉町二八七番地二	一九三〇一〇三〇四	訪問看護（みなし）	平成十五年三月十四日
石和げんき園指定通所介護事業所	東八代郡石和町河内字宮窪一八二番地一	一九七〇五〇〇五五七	通所介護	平成十五年三月二十四日
指定短期入所生活介護事業所コスモ	東八代郡中道町下向山一二八〇番地一	一九七〇五〇〇五七三	短期入所生活介護	平成十五年三月二十六日
指定通所介護事業所コスモ	東八代郡中道町下向山一二八〇番地一	一九七〇五〇〇五六五	通所介護	平成十五年三月二十六日

ピノキオふくしさいびす	北巨摩郡長坂町大八田二二八番地	一九七二〇〇〇二六八	訪問介護	平成十五年三月二十六日
-------------	-----------------	------------	------	-------------

● 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の者を指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成十七年十一月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	指定年月日
有限会社ふじ福祉サービス上野原ケアセンター	北都留郡上野原町上野原一九一番地	一九七二五〇〇一七六	居宅介護支援	平成十四年十二月二日
やまぶきデイサービスセンター 居宅介護支援事業所	山梨市大工二四四一番地	一九七〇二〇〇〇六七	居宅介護支援	平成十五年二月一日
ハートサービス甲府富士見	甲府市富士見一丁目一九番	一九七〇二〇〇一五八	居宅介護支援	平成十五年三月三日
やすらぎ荘指定居宅介護支援事業所	北都留郡上野原町上野原三原四四六番地	一九七二五〇〇一八四	居宅介護支援	平成十五年三月三日
南部町なんぶ居宅介護支援事業所	南巨摩郡南部町内船八八一二番地	一九七〇七〇〇四五四	居宅介護支援	平成十五年三月三日
南部町とみぎ	南巨摩郡南部	一九七〇七〇〇	居宅介護支援	平成十五年三月

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	指定年月日
わ居宅介護支援事業所	町富士二八五〇五番地二	四六二		三日
指定居宅介護支援事業所コスモ	東八代郡中道町下向山二二八〇番地一	一九七〇五〇〇五四〇	居宅介護支援	平成十五年三月二十六日
ピノキオふくしさいびす	北巨摩郡長坂町大八田二二八番地	一九七二〇〇〇二六八	居宅介護支援	平成十五年三月二十六日

● 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次の者を指定介護老人福祉施設として指定した。

平成十七年十一月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	指定年月日
特別養護老人ホームロイヤル明石	甲府市上町二四七三番地	一九七〇二〇一〇一六	介護福祉施設サービス	平成十五年三月二十四日
指定介護老人福祉施設コスモ	東八代郡中道町下向山二二八〇番地一	一九七〇五〇〇五八一	介護福祉施設サービス	平成十五年三月二十六日
特別養護老人ホームいちいの木	南都留郡忍野村内野三五七二番地一	一九七二三〇〇二六一	介護福祉施設サービス	平成十五年三月三十日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十七年十一月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦



名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	廃止年月日
有限会社中沢薬局玉穂店	中巨摩郡玉穂町井之口九八〇番地五	一九四〇八一 一九一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十四年十一月十八日
オバタ薬局	東八代郡石和町窪中島二三九番地三	一九四〇五〇〇 〇九一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十四年十一月三十日
どちペインクリニツク通所リハビリテーションやすらぎ	中巨摩郡昭和町清水新居一三一四番地	一九一〇八一 六二七	通所リハビリテーション	平成十四年十一月三十日
どちペインクリニツク	中巨摩郡昭和町清水新居一三一四番地	一九一〇八一 六二七	訪問看護(みなし)	平成十四年十一月三十日
保坂メデイカ	中巨摩郡竜王町篠原二一八九番地一	一九一〇八〇二 〇六三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十四年十一月一日
保坂メデイカ	中巨摩郡竜王町篠原二一八九番地一	一九一〇八〇二 〇六三	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十四年十一月一日
保坂メデイカ	中巨摩郡竜王町篠原二一八九番地一	一九一〇八〇二 〇六三	訪問看護(みなし)	平成十四年十一月一日
周東歯科医院	富士吉田市とさわ台二丁目二番二四号	一九三二二〇〇 五三七	訪問看護(みなし)	平成十四年十二月二日

田中歯科医院	都留市中央四丁目一番六号	一九三二〇〇 一〇九	居宅療養管理指導(みなし)	平成十四年十二月十五日
田中歯科医院	都留市中央四丁目一番六号	一九三二〇〇 一〇九	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十四年十二月十五日
田中歯科医院	都留市中央四丁目一番六号	一九三二〇〇 一〇九	訪問看護(みなし)	平成十四年十二月十五日
福田歯科	中巨摩郡昭和町清水新居一五五九番地ベストライフビル二F二〇一	一九三〇八〇〇 八四〇	居宅療養管理指導(みなし)	平成十四年十二月二十一日
塩山薬局	塩山市上於曾一七五三番地	一九四〇三〇〇 〇五四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十四年十二月三十一日
志村医院	甲府市国母五丁目三番地三九号	一九一〇二〇三 八八四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十四年十二月三十一日
志村医院	甲府市国母五丁目三番地三九号	一九一〇二〇三 八八四	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十四年十二月三十一日
志村医院	甲府市国母五丁目三番地三九号	一九一〇二〇三 八八四	訪問看護(みなし)	平成十四年十二月三十一日
小田切歯科医院	甲府市和戸町二四七番地	一九三〇一〇〇 〇二七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十五年一月二日
大竹整形外科医院	山梨市上神内川一四六六番地	一九一〇二〇〇 〇五一	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十五年一月四日
大竹整形外科医院	山梨市上神内川一四六六番地	一九一〇二〇〇 〇五一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十五年一月五日

大竹整形外科 医院	山梨市上神内 川一四六六番 地	一九二〇二〇 〇五二	訪問看護（みな し）	平成十五年一月 五日
有限会社甲南 堂薬局	甲府市幸町二 三番地一片山 A	一九四〇二二 一七八	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十五年一月 二十二日
有限会社すみ れ薬局貢川店	甲府市中村町 一四番地七	一九四〇二二 七五六	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十五年一月 三十一日
医療法人社団 ふかさわ矯正 歯科クリニッ ク	甲府市丸の内 一丁目二番一 三号サンフラ ワー番地ビル 三階	一九三〇一三 〇八七	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十五年二月 一日
医療法人社団 ふかさわ矯正 歯科クリニッ ク	甲府市丸の内 一丁目二番一 三号サンフラ ワー番地ビル 三階	一九三〇一三 〇八七	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十五年二月 一日
医療法人社団 ふかさわ矯正 歯科クリニッ ク	甲府市丸の内 一丁目二番一 三号サンフラ ワー番地ビル 三階	一九三〇一三 〇八七	訪問看護（みな し）	平成十五年二月 一日
しらね訪問看 護ステーション	中巨摩郡白根 町在家塚一一 八九番地	一九六〇八九 〇四二	訪問看護	平成十五年二月 一日
野村歯科クリ ニック	東八代郡石和 町井戸七四番 地三	一九三〇五〇 六一四	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十五年二月 五日
野村歯科クリ ニック	東八代郡石和 町井戸七四番 地三	一九三〇五〇 六一四	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十五年二月 五日
野村歯科クリ ニック	東八代郡石和 町井戸七四番 地三	一九三〇五〇 六一四	訪問看護（みな し）	平成十五年二月 五日

ニック	町井戸七四番 地三	六一四	し	五日
のざわ耳鼻咽 喉科クリニッ ク	北巨摩郡双葉 町竜地二七九 五番地八	一九一〇〇一 〇八七	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十五年二月 十七日
のざわ耳鼻咽 喉科クリニッ ク	北巨摩郡双葉 町竜地二七九 五番地八	一九一〇〇一 〇八七	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十五年二月 十七日
のざわ耳鼻咽 喉科クリニッ ク	北巨摩郡双葉 町竜地二七九 五番地八	一九一〇〇一 〇八七	訪問看護（みな し）	平成十五年二月 十七日
カイ虎ノ門病 院	南都留郡河口 湖町船津六八 八七番地	一九一三三〇 六五二	通所リハビリテ ーション	平成十五年二月 二十日
カイ虎ノ門病 院	南都留郡河口 湖町船津六八 八七番地	一九一三三〇 六五二	訪問看護（みな し）	平成十五年二月 二十日
カイ虎ノ門病 院	南都留郡河口 湖町船津六八 八七番地	一九一三三〇 六五二	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十五年二月 二十一日
富沢町デイサ ービスセンタ ー	南巨摩郡富沢 町福士一四一 二三番地	一九七〇七〇 一九九	通所介護	平成十五年二月 二十八日
富沢町訪問介 護事業所	南巨摩郡富沢 町福士二八五 〇五番地二	一九七〇七〇 一九九	訪問介護	平成十五年二月 二十八日
うえのクリニ ック	北都留郡上野 原町四方津二 六〇六番地一	一九一五〇〇 六四一	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十五年二月 二十八日
クスリの寺田 青沼店	甲府市青沼一 丁目一四番一 一号	一九四〇二〇二 九二二	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十五年二月 二十八日

産科婦人科清水クリニツク	甲府市向町四 五〇番地五	一九一〇二〇四 三四六	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十五年二月 二十八日
産科婦人科清水クリニツク	甲府市向町四 五〇番地五	一九一〇二〇四 三四六	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十五年二月 二十八日
産科婦人科清水クリニツク	甲府市向町四 五〇番地五	一九一〇二〇四 三四六	訪問看護(みな し)	平成十五年二月 二十八日
医療法人社団 恒澄会産科婦 人科清水クリ ニツク	甲府市向町四 五〇番地五	一九一〇二〇四 九一五	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十五年三月 一日
医療法人社団 恒澄会産科婦 人科清水クリ ニツク	甲府市向町四 五〇番地五	一九一〇二〇四 九一五	訪問看護(みな し)	平成十五年三月 一日
クリニツク笹 本歯科	中巨摩郡竜王 町篠原一八七 六番地四	一九三〇八〇一 〇七九	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十五年三月 四日
クリニツク笹 本歯科	中巨摩郡竜王 町篠原一八七 六番地四	一九三〇八〇一 〇七九	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十五年三月 四日
クリニツク笹 本歯科	中巨摩郡竜王 町篠原一八七 六番地四	一九三〇八〇一 〇七九	訪問看護(みな し)	平成十五年三月 四日
池田内科小児 科医院	東山梨郡勝沼 町勝沼二九六 一番地	一九一〇四〇〇 三三〇	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十五年三月 十五日

池田内科小児 科医院	東山梨郡勝沼 町勝沼二九六 一番地	一九一〇四〇〇 三三〇	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十五年三月 十五日
池田内科小児 科医院	東山梨郡勝沼 町勝沼二九六 一番地	一九一〇四〇〇 三三〇	訪問看護(みな し)	平成十五年三月 十五日
佐々木レディ ースクリニツ ク	甲府市若松町 六番地三五	一九一〇二〇四 七二六	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十五年三月 十九日
佐々木レディ ースクリニツ ク	甲府市若松町 六番地三五	一九一〇二〇四 七二六	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十五年三月 十九日
佐々木レディ ースクリニツ ク	甲府市若松町 六番地三五	一九一〇二〇四 七二六	訪問看護(みな し)	平成十五年三月 十九日
竜王レディ ースクリニツ ク	中巨摩郡竜王 町篠原二一九 九番地	一九一〇八一一 五一〇	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十五年三月 二十三日
竜王レディ ースクリニツ ク	中巨摩郡竜王 町篠原二一九 九番地	一九一〇八一一 五一〇	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十五年三月 二十三日
竜王レディ ースクリニツ ク	中巨摩郡竜王 町篠原二一九 九番地	一九一〇八一一 五一〇	訪問看護(みな し)	平成十五年三月 二十三日
クレイン農業 協同組合ボツ ケの会事務所	北都留郡上野 原町四方津七 六五番地	一九七二五〇〇 一二七	福祉用具貸与	平成十五年三月 三十一日
デイサービス センターなの 花太陽の家	南都留郡河口 湖町船津一一 九〇番地三	一九七二五〇〇 二二一	通所介護	平成十五年三月 三十一日
ナカジマ薬局	都留市中央三 丁目三番二	一九四二一〇〇 〇八一	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十五年三月 三十一日

大和村国民健康保険天目診療所	大和村国民健康保険天目診療所	前嶋歯科医院	問介護事業所	若草町指定訪問介護事業所	若草町デイサービスセンター指定通所介護事業所	白根町指定訪問介護事業所	市川大門町社会福祉協議会訪問介護事業所	市川大門町社会福祉協議会通所介護事業所	甲西社協介護サービス	櫛形社協介護サービス
東山梨郡大和村木賊一三八番地一	東山梨郡大和村木賊一三八番地一	東山梨郡牧丘町窪平六九番地	中巨摩郡若草町鏡中條一六四二番地二	中巨摩郡若草町鏡中條一六四二番地二	中巨摩郡若草町鏡中條一六四三番地二	中巨摩郡白根町飯野二二八二番地	西八代郡市川大門町四一六番地	西八代郡市川大門町四一六番地	中巨摩郡甲西町古市場三二三番地	中巨摩郡櫛形町桃園一六〇番地
一九一〇四二〇 二二四	一九一〇四二〇 二二四	一九三〇四〇〇 〇三九	一九七〇八〇〇 三七九	一九七〇八〇〇 六四三	一九七〇八〇〇 二六二	一九七〇六〇〇 一四二	一九七〇六〇〇 一四二	一九七〇八〇〇 三九五	一九七〇八〇〇 三二二	一九七〇八〇〇 三二二
訪問リハビリテーション（みなし）	居宅療養管理指導（みなし）	居宅療養管理指導（みなし）	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護
平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日

療所	大和村国民健康保険天目診療所	長坂クリニツク	長坂クリニツク	長坂クリニツク	南部町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	日立家電システム東京山梨介護サポートセンター	萩原医院	八田村デイサービス福祉館	八田村訪問介護事業所	有限会社かえで薬局北新店
番地一	東山梨郡大和村木賊一三八番地一	東八代郡石和町小石和二六五四番地	東八代郡石和町小石和二六五四番地	東八代郡石和町小石和二六五四番地	南巨摩郡南部町内船八八一二番地	中巨摩郡竜王町玉川一四四三番地	甲府市屋形一丁目一番一号	中巨摩郡八田村野牛島二七二七番地	中巨摩郡八田村野牛島二七二七番地	甲府市北新二丁目一番二号
し	一九一〇四一〇 二二四	一九一〇五〇〇 七五八	一九一〇五〇〇 七五八	一九一〇五〇〇 七五八	一九七〇七〇〇 一五七	一九七〇八〇〇 六二七	一九一〇二〇二 〇六八	一九七〇八〇〇 四一一	一九七〇八〇〇 四一一	一九四〇一一二 八七一
し	訪問看護（みなし）	居宅療養管理指導（みなし）	訪問リハビリテーション（みなし）	訪問看護（みなし）	訪問介護	福祉用具貸与	居宅療養管理指導（みなし）	通所介護	訪問介護	居宅療養管理指導（みなし）
し	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月三十一日

● 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。  
 平成十七年十一月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	廃止年月日
居宅介護支援事業所「廣徳寺」	東八代郡御坂町上黒駒六三五四番地	一九七〇五〇〇四八二	居宅介護支援	平成十四年十二月一日
カイ虎ノ門病院	南都留郡河口湖町船津六八八七番地	一九二一三二〇六五二	居宅介護支援	平成十五年二月二十八日
富沢町居宅介護支援事業所	南巨摩郡富沢町富士二八五〇五番地二	一九七〇七〇〇一九九	居宅介護支援	平成十五年二月二十八日
南部町在宅介護支援センター	南巨摩郡南部町内船八八一二番地	一九七〇七〇〇三八九	居宅介護支援	平成十五年二月二十八日
甲西社協介護サービス	中巨摩郡甲西町古市場三二三番地	一九七〇八〇〇三九五	居宅介護支援	平成十五年三月三十一日
白根町居宅介護支援事業所	中巨摩郡白根町飯野二二八二番地	一九七〇八〇〇二六二	居宅介護支援	平成十五年三月三十一日
八田村居宅介護支援事業所	中巨摩郡八田村野牛島二七二七番地	一九七〇八〇〇四一一	居宅介護支援	平成十五年三月三十一日
若草町居宅介護支援事業所	中巨摩郡若草町鏡中條一六四二番地二	一九七〇八〇〇二九六	居宅介護支援	平成十五年三月三十一日

### 教育委員会

櫛形社協介護サービス  
 中巨摩郡櫛形町桃園一六〇〇番地  
 一九七〇八〇〇三二二  
 居宅介護支援  
 平成十五年三月三十一日

山梨県教育委員会教育長告示第二号  
 博物館法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二十九条の規定する博物館に相当する施設として平成十七年十一月十七日次のとおり指定した。  
 平成十七年十一月十八日

山梨県教育委員会  
 教育長 眞田 良一

- 一 施設名  
四季の杜・おしの公園 写真・絵手紙体験学習館
- 二 所在地  
山梨県南都留郡忍野村忍草二八三八番地一
- 三 設置者  
忍野村

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番